

夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金 募集要領

1 目的

この補助金は、これまで本市ではあまり活用されていなかった夜間・早朝の時間帯において、民間事業者等による新たなイベント開催等を支援することにより、観光客の誘客促進及び滞在時間の延長を図り、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復を促進することを目的としています。

2 補助対象者

株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等の法人格を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としません。

- (1) 法人又はその構成員が、広島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者
- (2) 法人又はその構成員が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (5) 法人所在地の市町村税の滞納がある者
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がある者
- (7) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

3 補助対象事業

多くの観光客を集客し、夜間・早朝における広島市の観光振興につながる以下の事業とします。なお、同一の者による申請は、全体で1件までとなります。

A：定期的実施する夜間・早朝のイベント（以下「A事業」という。）

B：夜間・早朝のイベント（単発実施も可）（以下「B事業」という。）

C：夜間・早朝の観光資源のPR活動（以下「C事業」という。）

A事業、B事業及びC事業について、以下に該当する要件を全て満たす必要があります。

共通	○広島市内で実施される事業であること
	○広く一般に開かれた事業であること（誰もが参加しやすいこと）
	○交付決定日以降に開始し、令和5年2月28日までに終了する事業であること ※事業の終了は、事業に係る経費の支払いが完了することを含みます。
	○事業実施に当たり、行政機関等の許可や地元との調整等、必要な許可や調整が取れている又は取れる見込みがあること
A事業	○新規のイベントであること又は既存のイベントを拡充するものであること ※既存のイベントの拡充とは、内容の充実や開催時間の拡大により、新たに広島市における夜間・早朝の観光資源の創出につながるものとし、拡充部分のみ補助の対象となります。
	○原則、同一の場所で定期的実施すること ※定期的とは、補助事業を実施する期間内において開催回数が3回以上であり、概ね2か月に1回は開催することを想定しています。
	○「夜間」又は「早朝」の時間帯を含むイベントであること ※「夜間」：20時までに開始し、終了時刻が20時以降のイベント ただし、補助対象とする時間帯は、概ね17時から22時までとします。 ※「早朝」：8時までに開始し、終了時刻が8時以降のイベント ただし、補助対象とする時間帯は、概ね5時から正午までとします。
B事業	○新規のイベントであること
	○「夜間」又は「早朝」の時間帯を含むイベントであること ※「夜間」・「早朝」の考え方は、A事業と同じです。
C事業	○新規の取組であること
	○「夜間」又は「早朝」に利用できる観光資源（店舗、施設等）をPRする内容であること ※「夜間」：概ね17時から22時までの時間帯とします。 「早朝」：概ね5時から正午までの時間帯とします。

※ 次の事業は対象外となります。

- 国、広島県、本市からの補助金等（本補助金を除く。）を受け、又は国、広島県、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業
- 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等に利益を得させる事業
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から適当でないと認められる事業
- 法令等に抵触する事業

4 補助率・補助限度額

補助率	補助限度額	
補助対象経費の 5分の4以内	A事業	2,000万円
	B事業	500万円
	C事業	

5 補助対象経費等

	区 分	項 目
補助 対 象 経 費	会場設営関連経費	会場使用料、会場設営費・撤去費、音響・照明費、 映写機材費、看板製作費等
	イベント運営関連経費	イベントの企画・運営に係る経費、会場警備費、 出演料等
	広報宣伝費	ポスター、チラシ印刷費、冊子作成費等
	交通手段の確保に要する 経費	イベント中の連絡バスの運行等（ただし、特定の 場所の往復や決められたコースの周回に限る）に 係る運送車両リース料や運行委託料等
	事業効果の測定に要する 経費	参加者の人数計測やアンケート調査・分析等の費 用
	賠償責任・傷害保険に係 る経費	参加者に対する賠償責任・傷害保険等
	新型コロナウイルス感染 症拡大防止対策費	消毒液、マスク、フェイスシールド、ビニールカ ーテン購入費等
	その他	事業の実施に直接必要な経費であり、市が必要と 認めたもの
補助 対 象 外 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者の経常的経費（事務所経費、職員給与等） ・自らが所有する施設の会場使用料など補助事業者の収益となる会場使用料 ・飲食費（弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費） ・金券等購入費 ・租税公課（消費税、地方消費税等） ・その他事業の実施に直接関係しない経費（儀礼的経費、振込手数料、交際・ 接待費等） 	

※ チケット販売収入など、当該補助事業の実施に伴う収入があり、補助金を受ける
ことによって利益が生じる場合は、補助金の額から利益相当額を控除します。

例：補助対象経費500万円、事業収入200万円の場合

$$400 \text{万円 (事業収入がない場合の補助金額)} + 200 \text{万円 (事業収入)} \\ - 500 \text{万円 (補助対象経費)} = 100 \text{万円 (利益相当額)}$$

⇒ 400万円 - 100万円 = 300万円 (補助金額)

※ 当該補助事業開始後に、新型コロナウイルス感染症の影響や災害等により、イベント等の一部又は全部を中止した場合は、中止までに要した経費や各種キャンセル料についても、本市が妥当と認める範囲内において、補助対象とします。

ただし、当該補助事業の実施をとりやめる意思決定を行った会議議事録等、やむを得ない事情により中止等に至った経緯が客観的に分かる資料の提出が必要です。

※ 補助事業者の役員等の関係者が代表を務める会社・団体等との契約や物品の購入等は、原則行わないこと。

ただし、費用対効果などが優れており、上記原則によることが適当でない場合は、市へご相談ください。(根拠となる説明資料などを求める場合があります。)

6 補助事業の申請

(1) 提出書類

ア 補助事業申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ 定款等の法人の概要が分かる書類

オ 登記事項証明書(全部事項証明書)

カ 直近1期分の決算書類 ※損益計算書、貸借対照表など

キ 納税証明書(法人所在地の市町村税の滞納がない証明)

ク 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明)

※ オ、キ、クは発行後3か月以内のもの

(2) 提出先

〒730-8586

広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局観光政策部観光企画担当

(3) 受付期間

令和4年3月18日(金)～令和4年4月28日(木)【必着】

※受付時間は8時30分～12時、13時～17時15分(月～金曜日)

(土曜日、日曜日、祝日は除きます)

(4) 提出方法

ア 封筒に「夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業 補助事業申請書在中」と朱書きの上、持参又は郵送(書留又は簡易書留)にて提出してください。

イ 提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕をもってご提出ください。

ウ 申請に係る書類は、以下のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/116/264540.html>



7 補助事業の選定

(1) 採択件数

採択件数		備考
A事業	3件程度	※採択件数については、申請状況に応じ、予算の範囲内で柔軟に対応します。
B事業	10件程度	
C事業		

(2) 審査方法

ア 提出書類に基づき、審査会において採択・不採択を決定します。

区分	書類審査	プレゼンテーション審査
A事業	○	○ (書類審査通過者のみ実施)
B事業	○	—
C事業		

イ A事業については、書類審査を通過された方に、プレゼンテーション審査の日時・場所等をお知らせします。

プレゼンテーションは、「6 補助事業の申請」で提出された事業計画書により、行っていただくことを想定していますが、新たに準備するプレゼンテーション用の資料（上記お知らせに記載する提出期限までに要提出）で行っていただいても構いません。

(3) 審査の視点

項目	評価のポイント
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 多くの観光客の集客が見込め、広島市の観光振興につながる内容となっているか 公益性が認められる内容となっているか ターゲットが的確であり、効果的なプロモーション手法により、集客に向けた取組が十分であるか 事業効果の目標値及び測定方法は的確であるか
経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果を十分に考慮した計画となっているか
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業スケジュールを示し、事業実施に必要な調整が取れている又は取れる見込みがある等、実現可能性が高いものとなっているか
継続性	<ul style="list-style-type: none"> 次年度以降の自立化に向けた取組は、継続的な実施が見込まれる内容となっているか。

8 補助事業の決定

(1) 審査後、全ての申請者に対して、補助事業採択通知書（様式第4号）又は補助事業不採択通知書（様式第5号）により、補助事業の採択又は不採択する旨を通知します。

なお、不採択となった場合の理由は、お答えできません。

- (2) 補助事業の採択に当たっては、事業の一部変更を条件に付す場合があります。
- (3) 補助事業採択通知書を受け取った申請者は、当該通知書でお知らせする期間内に補助金交付の申請を行ってください。

9 補助金交付の申請

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式第6号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）

※ イ、ウについて、「6 補助事業の申請」で提出した内容から変更がない場合は提出不要です。

(2) 提出先

〒730-8586
広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局観光政策部観光企画担当

(3) 提出期限

8(1)で通知する補助事業採択通知書（様式第4号）にてお知らせします。

(4) 提出方法

- ア 封筒に「夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業 補助金交付申請書在中」と朱書きの上、持参、郵送（書留又は簡易書留）にて提出してください。
- イ 提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕をもってご提出ください。
- ウ 申請に係る書類は、以下のホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/116/264540.html>



10 補助金交付の決定

- (1) 「9 補助金交付の申請」で提出された書類の審査後、補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の交付決定を通知します。（通知は6月中を予定しています。）
- (2) 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額を確定します。

11 補助事業の実施

(1) 事業の開始

当該補助事業の開始は補助金交付決定日以降となります。事業に係る契約締結や物品の購入等は、必ず補助金交付決定通知書の通知を受けた日以降に行ってください。

(2) 契約

100万円以上の契約については、原則、2者以上の業者から見積書の提出を求め、最も低い金額を提示した業者を選定してください。

(3) 経理

当該補助事業に関する出納は、明確にしてください。

(4) 書類の整理・保管

補助事業実績の報告時において、領収証書、見積書（100万円以上の契約の場合のみ）等の書類を確認しますので、適宜、整理、保管してください。

※ 書類に不備がある経費は補助対象となりません。

(5) 計画変更（中止・廃止を含む）について

補助事業の内容又は経費の配分の変更や、中止・廃止等を行うときは、事前に事業計画変更申請書（様式第9号）、変更事業計画書（様式第10号）、変更収支予算書（様式第11号）を提出し、本市の承認を受けてください。

(6) 事業の延期や中止

新型コロナウイルス感染症の情勢により、本市から当該採択事業の延期、中止の検討をお願いすることがあります。

12 補助事業実績の報告

(1) 提出書類

ア 補助事業実績報告書（様式第13号）

イ 事業実施報告書（様式第14号）※実施状況が分かる写真を添付してください。

ウ 収支決算書（様式第15号）

エ 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し

※ 100万円以上の契約は2者以上から取得した見積書の提出も必要です。

オ 領収書と対応した内訳書

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出先

〒730-8586

広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局観光政策部観光企画担当

(3) 提出期限

事業が完了した日から40日以内または令和5年3月31日のいずれか早い日

(4) 提出方法

ア 封筒に「夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業 補助事業実績報告書在中」と朱書きの上、持参又は郵送（書留または簡易書留）にて提出してください。

イ 実績報告に係る書類は、以下のホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/116/264540.html>



13 補助金の額の確定

- (1) 「12 補助事業実績の報告」で提出された書類の審査後、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第16号）により通知します。
- (2) 補助金の確定額は、当該補助の実施に要した経費のうち、補助対象となる経費に5分の4を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）と交付決定額を比べ低い方の額となります。

なお、チケット販売収入など当該補助事業の実施に伴う収入があり、補助金を受けることによって利益が生じる場合は、補助金の額から利益相当額を控除します。

例：補助対象経費500万円、事業収入200万円の場合
400万円（事業収入がない場合の補助金額）＋200万円（事業収入）
－500万円（補助対象経費）＝100万円（利益相当額）
⇒400万円－100万円＝300万円（補助金額）

14 補助金の請求及び支払

補助金額確定通知書による通知を受けた後、補助金請求書（第17号様式）を提出してください。補助金は請求書提出後に補助事業者が指定する金融機関に振り込みます。

15 留意事項

(1) 事業内容の広報への協力等について

採択事業について、事業実施前及び事業実施後に、事業者名、事業概要等を市ホームページ等で紹介するため、掲載原稿の作成、写真の提供等へのご協力をお願いします。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

事業を行うに当たり、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」等を遵守し、適切に新型コロナウイルス感染防止対策を行ってください。

(3) 取得財産の管理

ア 施設、備品等の取扱いについては、台帳等を作成するとともに、その管理状況を明確にしてください。

イ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等、機械・器具等の財産で、単価50万円以上のものを、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする場合又は総務省所管補助金等交付規則第8条に規定する期間内に廃棄しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

ウ 上記イの承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合には、市長は、その収入の一部を納付させることができるものとします。

(4) 関係書類の保存及び検査

ア 補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存してください。

イ 市が補助事業の運営及び経理等の状況について実施検査を行う場合、これに応じる必要があります。

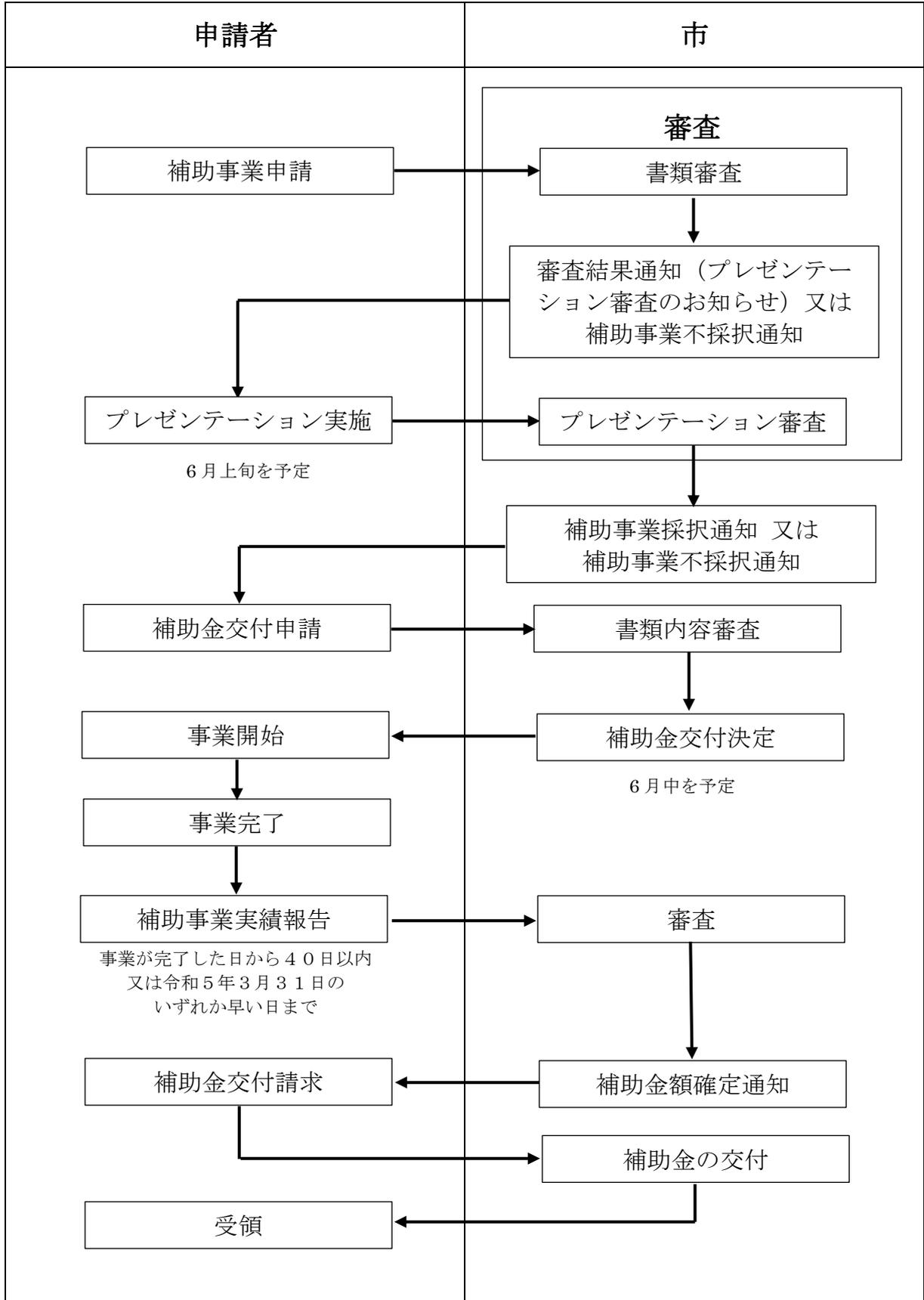
16 補助金の交付決定の取消し

次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 補助事業者が補助対象者でなくなったとき
- (2) 補助金の交付決定に付した条件、その他法令等に違反したとき

○ 補助金交付の流れ（A事業）

申請の受付期間：令和4年3月18日（金）～4月28日（木）



○ 補助金交付の流れ（B事業及びC事業）

申請の受付期間：令和4年3月18日（金）～4月28日（木）

